

第1号様式（第4条関係）

（表面）

上越市本人通知制度事前登録申込書

年 月 日

（宛先）上越市長

申 込 者	住 所	
	氏 名	
	連絡先電話番号 ()	
申込者の区分 (□にチェックをしてください。)	<input type="checkbox"/> 1 本人通知制度の利用を希望する人（本人） <input type="checkbox"/> 2 1の人の法定代理人（ <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人、 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人） <input type="checkbox"/> 3 1の人の代理人（委任状のある人）	
申込者の本人であることを証する書類（提示、又は提出する書類にチェックをしてください）	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

次のとおり上越市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第4条第1項の規定により、事前登録を申し込みます。

本人通知を希望する人の氏名（住民票の写し等に記載のある人）	フリガナ		
生 年 月 日	年 月 日		
住 所			
本 籍		筆頭者	
通知を希望する住民票の写し等の種類	住 民 票	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 除かれた住民票の写し <input type="checkbox"/> 住民票の記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 除かれた住民票の記載事項証明書	<input type="checkbox"/> 左記の全て
	附 票	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し <input type="checkbox"/> 除かれた戸籍の附票の写し	<input type="checkbox"/> 左記の全て
	戸 籍	<input type="checkbox"/> 戸籍の謄抄本 <input type="checkbox"/> 除かれた戸籍の謄抄本 <input type="checkbox"/> 戸籍の記載事項証明書	<input type="checkbox"/> 左記の全て
連絡先電話番号	()		

備考

- 1 裏面の内容をよくお読みください。
- 2 次の書類を提示し、又は提出してください。
 - (1) 申込者の本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
 - (2) 申込者が法定代理人の場合は、(1)の書類のほか、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）。ただし、市に備付けの公簿等の記載により当該事実を確認することができる場合は、省略することができます。
 - (3) 申込者が代理人（法定代理人以外）の場合は、(1)の書類のほか、委任状
- 3 登録者名簿への登録は、原則として申込受付日の翌日となります。

(裏面)

上越市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした人(以下「事前登録者」といいます。)に対し、その交付の事実を通知するものです。

- 「住民票の写し等」とは、住民票(除票を含む。)の写し、住民票(除票を含む。)記載事項証明書、戸籍の附票(除附票を含む。)の写し、戸籍(除籍を含む。)謄抄本及び戸籍(除籍を含む。)記載事項証明書をいいます。
- 「第三者」とは、次に掲げる人又は団体をいいます。
 - ・事前登録者又は事前登録者の同一世帯員等(住民票の写しの交付にあつては同一世帯の人を、戸籍及び戸籍の附票の写しの交付にあつては戸籍に記載のある人、その配偶者又は直系親族をいいます。以下同じ。)の代理人
 - ・事前登録者、事前登録者の同一世帯員等又はそれらの代理人以外の人又は団体で、法令の規定により住民票の写し等の交付を請求するもの(国及び地方公共団体の機関を除きます。)

- 2 事前登録者と同一の住民票、戸籍等に記録され、又は記載されている人であっても事前登録をしていなければ通知の対象にはなりません。
- 3 郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による事前登録の申込みは、制度を利用しようとする人が次のいずれかに該当するときに行うことができます。
- (1) 疾病その他やむを得ない理由により直接申込みを行うことができないとき。
 - (2) 他の市区町村に居住しているとき。
- 4 通知する内容は、住民票の写し等を第三者に交付した日、その種類及び通数並びに第三者の区分(事前登録者の代理人、代理人以外の第三者(個人又は法人))です。
- 5 氏名、住所その他事前登録をした内容に変更が生じたときは、届出をしてください。届出がない場合は、通知書を送付することができない場合があります。また、事前登録を廃止しようとするときも届出をしてください。
- 6 事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき又は虚偽の申込みにより事前登録があつたときは、事前登録を廃止します。